

「平成27年度中小企業対策に関する要望」建議について
～新成長戦略の主な担い手である中小企業への政策集中を～

【お問合せ】 大阪商工会議所 経済産業部
経済担当（近藤・小林・西田）
TEL：06-6944-6304

【概要】

- 大阪商工会議所は、「平成27年度中小企業対策に関する要望」を、本日付で内閣総理大臣、経済産業大臣はじめ政府関係機関・与党幹部などに建議する。新しい成長戦略の具体化や来年度予算の概算要求などへの反映を目指し、要望活動を行う。
- 本要望は、中小企業への施策ニーズアンケートや個別のヒアリング調査などで得た生の声をもとに、中堅・中小企業委員会（委員長＝更家悠介・サラヤ(株)社長）で取りまとめ、本日開催の常議員会で決議したものの。
- 今回の要望では、デフレ脱却が視野に入りつつある中、力強い経済のパイ拡大を実現するため、①新成長戦略の主たる担い手たる中小企業への政策の集中投入 ②成長を支える人材の確保 ③補助金の使い勝手改善 ④企業の賃上げ努力を抑制しかねない外形標準課税の強化反対 など、リスクを取って果敢にチャレンジしている中小企業を応援する政策の実現を求めている。
- 要望項目数は合計104（うち新規項目35＝要望本文中に★印）。

【特徴的な要望項目】

◆製薬企業が有する研究開発案件のオフバランス化による新薬創出の促進（資料2：4頁）

- 新成長戦略の推進にあたっては、自らリスクを取ってチャレンジする中小企業を主たる担い手と明確に位置づけ、マーケットの拡大が見込まれる有望分野、とりわけライフサイエンス産業への円滑な参入支援策に注力すべき。
- その一環として、「医薬品の研究開発を、ベンチャー企業が産業革新機構など外部資金を活用しながら行うための新しいスキーム」を提示。商工会議所が事業の舞台回しを担う方向で、具体化支援を要望。

◆外国人観光客の消費促進に向けた免税申請手続きの簡素化（資料2：5頁）

- 中小企業をはじめ関連産業の裾野の広い観光・インバウンドの振興を、新成長戦略の大きな柱に位置づけ、施策を大幅に拡充すべき。

- その一環として、外国人旅行者が購入する土産物の消費税免税申請について、商店街単位で一括して手続き可能とする制度を構築すべき（現在は各店ごとに手続きが必要）。本年10月から免税対象が大幅に拡大する予定で、外国人旅行者による土産物購入増加を期待。

◆優良な労働環境を有する中小企業認定のためのガイドライン構築（資料2：8頁）

- 人手不足が中小企業の大きな経営上の課題として浮上している。成長を支える産業人材の確保が急務であり、女性の活躍や外国人の就労環境整備などを急ぐべき。
- その一環として、いわゆる「ホワイト企業」認定基準を構築すべき。「ブラック企業」問題が注目される中、各社の労働環境の優良度を示す、正確・客観的な基準が必要との観点から要望。

◆「補助金コンシェルジュ」の設置（資料2：14頁）

- 各省庁で多様な補助金を用意されているが、「どの制度が自社に合致するのか把握が難しい」との声が多い。そこで、政府全体で補助金交付に関する縦割りを排するとともに、目的別にメニューの紹介を行うコンシェルジュの設置や、省庁横断的なガイドブックを作成・配布すべき。
- また、「新ものづくり補助金」は、幅広い中小企業の設備投資支援策としてニーズが高く、制度の安定的継続を図るべき。（資料2：9頁）

◆外形標準課税の強化反対（資料2：16頁）

- 政府内では、法人実効税率引き下げの代替財源として外形標準課税の強化を検討中とされるが、中小企業への悪影響は必至。賃上げ促進を掲げる安倍政権の基本スタンスにも逆行するものであり、強く反対。

◆大阪中小企業振興ラウンドテーブルの設置（資料2：18頁）

- 大阪府・大阪市においても、政策の中心に「企業とりわけ中小企業振興による地域経済のパイ拡大」を明確に位置づけ、施策を集中投入すべき。
- その一環として、中小企業の生の声を大阪府・大阪市の中小企業振興策に反映させるため、自治体・経営者・支援機関・経済団体などが議論するラウンドテーブルを設置すべき。

以上

<添付資料>

- ・資料1：「平成27年度中小企業対策に関する要望」（フレーム）
- ・資料2：「平成27年度中小企業対策に関する要望」（本文）

- ◆わが国経済は、デフレからの脱却が漸く視野に入りつつあり、需給ギャップも縮小しているが、成長率自体の引き上げは依然道半ばであり、需給ギャップ縮小も供給制約による「縮小均衡」の側面もある。
- ◆一方、中小企業では輸入原材料高・エネルギー価格の高止まりなど、事業コストアップによる収益圧迫が大きな課題となっており、売上が伸びている企業においても利益面では厳しいといった「増収減益」経営からの脱却が急務。
- ◆こうした背景から、政府は経済の「拡大均衡」実現に向け、企業とりわけ地域経済の牽引役である中小企業のチャレンジや新規投資を強力にバックアップする「成長志向型」の施策を打ち出すことが肝要。

I 力強い景気拡大の実現★

II 新成長戦略の主たる担い手たる中小企業の活力増進

≪A：国家戦略特区制度を生かした経済のパイ拡大≫

- 1 国家戦略特区制度を最大限生かした中小企業の競争力強化
- 2 日本医療研究開発機構の西日本拠点の大阪設置 ★
- 3 医療機器分野への中小企業の参入支援策拡充
 - (1) 資金面での支援策強化
 - (2) 医療機器事業化促進プラットフォームの機能強化
 - (3) 医療機器ビジネスを支える人材の確保・育成
- 4 製薬企業が有する研究開発案件のオフショア化による新薬創出の促進 ★
- 5 新成長戦略の振興拠点としての商工会議所の役割強化 ★

≪B：新成長戦略の柱となるべき観光・インバウンドの振興≫

- 6 観光振興に向けた地域の取り組みへの支援策強化
- 7 2020年オリンピック・パラリンピックを契機とした日本全体の活性化
- 8 2016年スポーツ・文化版ダボス会議の関西開催に向けた支援
- 9 イスラム圏からのインバウンド促進策の強化
- 10 大阪城公園の国際観光拠点化に向けた規制改革
- 11 観光ビザのさらなる発給要件緩和
- 12 外国人観光客の消費促進に向けた免税申請手続きの簡素化 ★
- 13 クルーズ客船における入国手続きの迅速化
- 14 通訳案内士以外の者でも外国人を有償ガイドできる特例措置の適用拡大

III 供給力不足による成長制約の解消

- 1 成長を支える人材の確保支援
 - (1) 女性の一層の活躍支援
 - (2) 外国人の就労環境整備
 - (3) 外国人技能実習制度のさらなる拡充
 - (4) 国際競争上ハンデとなる労働規制の見直し
 - (5) 労働移動支援助成金の拡充 ★
 - (6) 中小企業のインターンシップ受け入れ促進 ★
 - (7) ジョブ・カード制度の活用促進
 - (8) 優良な労働環境を有する中小企業認定のためのガイドライン構築 ★
- 2 成長志向型税制の構築
 - (1) アジア諸国並みの法人実効税率の早期実現
 - (2) 設備投資・研究開発促進税制の拡充・恒久化
 - (3) 法人版エンジェル税制の創設
 - (4) 人材投資促進税制の復活
- 3 新たな製品・サービスの開発力強化支援
 - (1) 3Dプリンター活用拠点の整備
 - (2) ビッグデータの活用促進 ★
 - (3) 新ものづくり補助金制度の安定的継続

- (4) 戦略的基盤技術高度化支援事業の継続・拡充
- (5) 建屋も含めた税制・財政上の優遇措置の構築
- (6) 都市部の工場集積地における工場立地優先
- (7) 国内企業立地支援策の拡充

IV 「増収増益」経営の早期実現

- 1 エネルギーコストにかかる負担抑制
 - (1) 安全が確認された原発の順次速やかな再稼働と安価・安定的な電力確保
 - (2) 企業に対する省エネ支援策の精力的推進
- 2 輸入原材料の高騰抑止
 - (1) 関税の機動的引き下げ
 - (2) 海外の資源産地支援と国内需要分の安定的確保
 - (3) 地球温暖化対策税の適用停止
- 3 徹底した価格転嫁促進策の推進 ★
- 4 官公需における適正価格の確保
- 5 資金繰り支援策の強化

V 海外マーケットの獲得支援

- 1 環太平洋パートナーシップ協定（TPP）の早期妥結
- 2 官民挙げてのクールジャパンの推進 ★
- 3 在外公館による日本企業支援の強化
- 4 進出先でのワンストップサポート機能の強化
- 5 インキュベーション・ファクトリーの運営支援
- 6 新興国における工業団地や関連インフラの整備促進
- 7 インフラ輸出の促進と中小企業の海外展開支援の拡充 ★
- 8 知的財産の海外出願支援策の拡充 ★
- 9 中小企業の保有技術の国際標準化支援 ★

VI 地域経済を支える小規模企業・中堅企業の活力増進

- 1 中小企業対策予算の拡充
- 2 全国レベルでの小規模事業経営支援事業費補助金の十分かつ安定的な確保
- 3 「補助金コンシェルジュ」の設置
- 4 補助金と制度融資を組み合わせた資金繰り支援 ★
- 5 中小企業の官公需受注機会の確保・グリーン購入の推進
- 6 円滑な資金調達支援策の充実
 - (1) 信用保証制度の拡充 ★
 - (2) マル経融資制度の一層の拡充
 - (3) 設備資金貸付利率特例制度の拡充 ★
- 7 地域一体となった事業承継の円滑な推進 ★
- 8 商店街活性化・まちづくり支援策の拡充
- 9 企業規模・成長段階に応じた中小企業支援策の拡充
 - (1) 「伴走型」創業支援の強化 ★
 - (2) 地域力活用市場獲得等支援事業の大幅な拡充 ★

- (3) 中小企業の経営改善計画策定を促進する仕組みの再構築 ★
- 10 地域経済を牽引する「中堅企業」に対する支援策拡充
 - (1) 「中小企業施策」の適用対象の拡大
 - (2) 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金の適用拡充 ★

VII 中小企業税制の一層の改善

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1 中小法人の定義縮小反対 | 2 中小法人の軽減税率の拡充 |
| 3 外形標準課税の撤廃 | 4 事業承継税制の抜本強化 |
| 5 同族会社の留保金課税の撤廃 | 6 固定資産税の軽減・事業所税の廃止 |
| 7 消費税の軽減税率の導入反対 | |

VIII 大阪府・大阪市への要望

- 1 大阪中小企業振興ラウンドテーブルの設置 ★
- 2 中小企業支援機関の機能強化
 - (1) 中小企業支援機関の有機的連携 ★
 - (2) 信用保証協会の一層の機能強化★
 - (3) 公設試験研究機関の機能の維持・拡充
 - (4) 「3Dプリンターラボ」の設置
 - (5) 公立大学における産学連携・産業人材育成機能の強化
- 3 中小企業の官公需受注機会の確保
 - (1) 中小企業者向け官公需契約の拡大と適正価格の確保
 - (2) 中小企業者新商品購入の推進
- 4 地方税制の改善
 - (1) 固定資産税・都市計画税の負担水準の引き下げ
 - (2) 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃
- 5 小規模企業への支援策拡充
 - (1) 小規模事業経営支援事業費補助金の十分な予算確保
 - (2) マル経融資制度の利子補給制度の創設
- 6 製品・サービスの開発・販路開拓支援策の拡充
 - (1) ビジネスマッチング機会の創出 ★
 - (2) 大規模展示商談会活用事業費補助金の拡充 ★
- 7 中小企業の省エネ対策の推進
 - (1) 省エネ設備導入助成金の創設 ★
 - (2) 省エネ設備導入時の法人および個人事業税の減免措置の導入 ★
- 8 海外需要の獲得支援
 - (1) 外国特許出願費用などの助成制度拡充 ★
 - (2) 海外主要都市への「大阪プロモーションセンター」の設置 ★
- 9 観光振興策の強力な推進
 - (1) 大阪観光局の予算拡充
 - (2) 大阪府・大阪市の全部局挙げてのMICE振興
 - (3) 大阪港におけるクルーズ客船誘致戦略の策定と予算の拡充
 - (4) 観光戦略に即したホテル等宿泊施設確保に向けた検討 ★
 - (5) 観光バスの駐車場・停車スペース整備 ★
- 10 自転車レーンの設置 ★
- 11 「中小企業防災対策助成金」(仮称)の創設 ★

資料 2

平成26年6月20日

平成27年度中小企業対策に関する要望 ～新成長戦略の主な担い手である中小企業への政策集中を～

大阪商工会議所

わが国経済は、デフレからの脱却が漸く視野に入りつつあり、需給ギャップも縮小している。ただ、肝心の成長率自体の引き上げは依然道半ばであり、需給ギャップ縮小も供給制約による「縮小均衡」の側面が指摘されている。

他方、中小企業では輸入原材料高・エネルギー価格の高止まりなど、事業コストアップによる収益圧迫が大きな課題となっており、売上は伸びている企業においても利益面では厳しいといった「増収減益」経営からの脱却も急がれている。

こうした中、政府は、経済の「拡大均衡」実現に向け、企業とりわけ地域経済の牽引役である中小企業のチャレンジや新規投資を強力にバックアップしていくことが肝要である。

かかる観点から、政府は、中小企業を新成長戦略の主たる担い手と明確に位置づけ、下記諸点につき特段の配慮を払われるよう強く要望する。

記

(★印＝新規要望項目)

I 力強い景気拡大の実現 ★

最大の中小企業対策は、デフレからの脱却を確かなものにすると同時に、景気の力強い拡大を持続させることである。このため、引き続き金融緩和を継続するとともに、必要に応じ追加策を講じられたい。また、供給面の制約が経済のパイ拡大を妨げる懸念が強まっており、民間投資を喚起する新成長戦略の具体化を急がれたい。

Ⅱ 新成長戦略の主たる担い手たる中小企業の活力増進

中小企業の活力増進は、わが国経済の生命線である。新成長戦略の推進にあたっては、自らリスクを取ってチャレンジする中小企業を主たる担い手と明確に位置づけ、下記をはじめマーケットの拡大が見込まれる有望分野への円滑な参入支援など、政府全体で政策を集中投入されたい。

《A：国家戦略特区制度を生かした経済のパイ拡大》

1 国家戦略特区制度を最大限生かした中小企業の競争力強化

せっかくの特区制度が経済の大宗を占める中小企業の競争力強化に有効に機能するよう、内容の一層の充実に取り組みたい。

とりわけ、区域計画の作成に際し、事業者が思い切ったビジネスプランを描けるよう、国から提示された「6分野・16項目」に限定せず追加的な規制緩和・税制優遇措置を積極的に認められたい。そのためにも、区域会議において改めて事業者の声を十分聴取し、区域計画に反映させる機会を設けるとともに、具体的なプロジェクト実施にあたっては、財政面での支援策も検討されたい。

2 日本医療研究開発機構の西日本拠点の大阪設置 ★

日本医療研究開発機構が発足の運びであることを歓迎する。具体的な運営にあたっては、全国に先駆けて創薬・医療機器開発の支援を推進している大阪を「ライフサイエンス分野の研究開発・事業化に関する西日本のハブ拠点」と明確に位置づけられたい。特に、日本医療研究開発機構発足後も、現在医薬基盤研究所などが担っている創薬支援ネットワークの拠点機能を大阪に残すなど、西日本拠点を設置されたい。

3 医療機器分野への中小企業の参入支援策拡充

医療機器ビジネスへの中小企業の参入に際し大きな課題となるのは、技術開発はもとよりビジネスプランの立案や事業化である。資金助成・プラットフォーム構築・人材確保はじめ、製品を実際に市場に出し利益を生むビジネス志向型の支援策を一層強化されたい。

(1) 資金面での支援策強化

① 公的助成金の手続き簡素化・複数年度採択制度の採用

研究開発を支援する補助金・委託金の手続きは極めて煩雑で、実際の事業開始が年度半ばとなるなど、実質的な研究開発に充てる時間が十分確保できない事例も多い。特に研究開発に長期間を要するライフサイエンス分野の助成については、手続きの簡素化や、複数年度にわたる事業内容を採択するなど制度を改正されたい。

同時に、各種助成金は精算払いであることが多く、とりわけ中小企業にとっては資金繰り負担も大きい。については事前の概算払いとするなど十分配慮されたい。

②事業化を強く意識した公的助成の推進

研究開発を支援する補助金・委託金には、マーケットリサーチや販路開拓など、その成果の事業化に向けた費目をセットで認めるなど、ビジネスを明確に志向した支援策を推進されたい。

③医薬品医療機器総合機構（PMDA）手数料の軽減対象の拡大

PMDA手数料は、医療機器ビジネスに新規参入する中小企業にとって負担が大きい。そこで、現在赤字ベンチャー企業向けに1割負担に軽減されている手数料支援制度について、その対象企業を大幅に拡大されたい。

④長期のビジネスサイクルに対応した事業資金の調達支援

ライフサイエンス分野は、事業開始から利益を生むまでのビジネスサイクルが特に長く、創業時における長期安定的な資金の確保が事業成否の鍵を握っている。その支援策強化の一環として、政府系金融機関による劣後ローン（資本性ローン）制度について一層積極的に推進されたい。

（2）医療機器事業化促進プラットフォームの機能強化

医療機器開発に際しては、「医療現場のニーズに基づくアイデア」から「製品コンセプト策定」、「試作」、「臨床評価」などを経て「上市」までを一貫して支援する仕組み、すなわち「プラットフォーム」が必要となるが、わが国では十分整備されていない現状にある。特に中小企業では、持ち前の技術を生かし「試作」までは可能であるものの、それ以降の工程を独力で乗り越えることが困難であるのが実情である。

そこで、大阪商工会議所では、海外の先進地域と連携するとともに、政府の支援を得ながらプラットフォーム構築を進め、新規参入企業を中心に事業化に必要な支援を提供しているところである。こうした全国に先行した支援体制のさらなる拡充に向け、万全のサポートを継続・強化されたい。

（3）医療機器ビジネスを支える人材の確保・育成

①医療機器ビジネスに知見のある人材供給の仕組み創設

中小企業が医療機器分野での事業化を実現するためには、ビジネスプランの立案・資金手当て・社内体制整備など具体的な事業企画に通じた人材の確保が不可欠である。とりわけ当分野においては、薬事関連対応や販路開拓など業界特有の実情に関する知見を要するため、経験豊富な人材のプールと供給の仕組みを創設されたい。

②医療機器の事業化促進を支える人材の育成

大手医療機器メーカーからスピンアウトして支援型ビジネスを展開する人材が豊富に存在する欧米と比較し、わが国においては、医療機器事業化促進を支援する人材が乏しいのが実情で、専門家育成が急務となっている。

このため、大阪商工会議所では、国内外の医療現場のニーズ発掘からスクリーニング・開発・製品化までを医師や経験豊富なアドバイザーの伴走のもとで行う事業化支援と人材育成とを組み合わせさせたプロジェクトを検討して

おり、その実施に際しては、財政支援を含むサポートを拡充・強化されたい。

4 製薬企業が有する研究開発案件のオパランス化による新薬創出の促進 ★

上市に至るまで長い研究開発期間と多額の資金を要する製薬業界においては、有望領域・関心案件の中から自社で直接取り扱う案件を絞らざるを得ないケースも多い。ただ、自社の研究開発領域から外れたという理由で、安全性や薬効に問題が生じていない段階で医薬品開発を頓挫させてしまっただけでは、わが国の新しい成長産業として期待されているライフサイエンス振興にとって大きな機会損失となる。

そこで、医薬品の研究開発計画を自社から独立した事業体（創薬ベンチャー）に移管し、同事業体が外部資金を活用して研究開発を続ける下記スキームについて、政府においても格別の後押しをされたい。

- ① 製薬企業は、新薬につながる可能性はあるものの投資リスクの高い案件を選定し、新たに設立する創薬ベンチャーに、当該案件に関する知的財産を移管する。
- ② 当該創薬ベンチャーに、株式会社産業革新機構の出資を仰ぐ。
- ③ 医薬品の研究開発に成功した場合、当該創薬ベンチャーあるいは当該案件に関する知的財産を同製薬企業が買い戻す。
- ④ 事業スキームの推進役として商工会議所がその任に当たるとともに、商工会議所財政を損なわない範囲での当該創薬ベンチャーへの少額出資を後押しする。

これにより、日本発の革新的新薬創出が促進されるとともに、国内において製薬企業による新たな挑戦的な研究開発投資が期待される。

5 新成長戦略の振興拠点としての商工会議所の役割強化 ★

上記4で掲げた事業スキームは、先端分野に限らず、また、事業規模の大小を問わず、サービス産業を含む様々な新産業・地場産業を振興するうえで有用である。商工会議所を各地域の新成長戦略を担う拠点と位置づけ、出資の受け皿となるベンチャー設立と、財政を損なわない範囲での当該ベンチャーへの少額出資を後押しされたい。

＜B：新成長戦略の柱となるべき観光・インバウンドの振興＞

中小企業をはじめ関連産業の裾野が広く、国内消費の刺激・雇用拡大など即効性が期待できる「観光・インバウンド振興」を新成長戦略の大きな柱の一つと位置づけ、予算・税制・規制改革などの施策を集中投入されたい。

6 観光振興に向けた地域の取り組みへの支援策強化

新しい観光拠点の開発やMICEによる外国人客誘致に向けたプロモーション活動、外国語やピクトグラム（絵文字・絵標識）による標識・案内表示や無料Wi-Fiサービスの充実など訪日外国人の受け入れ環境整備、観光バス駐車場の充実など、観光産業の振興に向けた地域における取り組みを強力に支援されたい。

7 2020年オリンピック・パラリンピックを契機とした日本全体の活性化

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会は、わが国全体が大きく飛躍する起爆剤となる。また、2019年にはラグビーのワールドカップ、2021年にはワールド・マスターズ・ゲームズが開催予定となっている。こうした「ワールド・スポーツ・トリプルイヤー」を一体的にプロモーションし、スポーツ・ツーリズムのムーブメントを喚起することにより、日本全体の観光・地域振興や魅力発信に確実につなげられたい。このため、スポーツ・観光・文化イベントを組み合わせたインバウンド振興策の検討、訪日外国人客を誘導する各地域の取り組み支援などを推進されたい。

8 2016年スポーツ・文化版ダボス会議の関西開催に向けた支援

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の効果は広く全国に波及させることが肝要であり、その点からも、2016年スポーツ・文化版ダボス会議の日本開催は極めて有意義である。関西で同会議を円滑に開催できるよう、政府は相応の環境整備・支援策を講じられたい。

9 イスラム圏からのインバウンド促進策の強化

大きな人口を抱えるイスラム圏からの訪日観光客増大のため、ムスリムにとって安心できる食事環境の整備が急務である。そこで、世界基準を遵守したハラル認証機関による認証取得を、ホテル・レストランなどに促されたい。

同時に、和食を海外に売り込む一環として、ムスリムが安心して食すことができる、「ハラル和食」の開発・PRを検討されたい。

また、宿泊・観光施設などにおけるムスリムの礼拝所の設置を促されたい。

10 大阪城公園の国際観光拠点化に向けた規制改革

国全体の目標である訪日外国人客増大の一環として、民間の自由な発想と活力により大阪城公園を西日本における国際観光拠点として整備するため、抜本的な規制改革を実現されたい。

具体的には、大阪城公園の大半は国の特別史跡に指定されており、同エリアに新たな施設を設置するには、文化財保護法などにより現行法制度では対応できない。歴史的文化的資産の有効活用のため、特別史跡の現状変更が可能となるよう要件を緩和されたい。

11 観光ビザのさらなる発給要件緩和

東南アジア諸国の旅行客に対するビザ発給要件が昨年7月から緩和され、訪日外国人数も増加したところである。訪日外国人客増大に向け、観光ビザの発給要件のさらなる緩和や免除を進められたい。

12 外国人観光客の消費促進に向けた免税申請手続きの簡素化 ★

輸出物品販売場での消費税免税申請手続きについて、諸外国で一般的な出国時還付手続きの導入など、輸出免税取引制度を観光振興の観点から抜本的に見直されたい。少なくとも、外国人観光客の利便性向上や商店街活性化に

向け、商店街単位で申請手続きが可能となるような方策を検討されたい。

13 クルーズ客船における入国手続きの迅速化

海外からの大型クルーズ客船を最初に迎える港では、数千人規模の外国人乗客の入国審査を一時に行う必要がある。乗客にストレスを与えず、かつ国内での観光や買い物の時間がより長く確保されるためにも、入国手続きの迅速・円滑化が重要である。そのため、入国審査体制を強化するとともに、大型クルーズ船については入国審査官が事前に海外から乗船し、航行中の船内で入国審査手続きを完了する海外臨船審査を積極的に実施されたい。

14 通訳案内士以外の者でも外国人を有償ガイドできる特例措置の適用拡大

外国人に対し有償ガイドを行うには、国家資格の通訳案内士が必要であるが、現状、中国語や韓国語など英語以外の通訳案内士は極めて少なく、大阪のようにアジア人観光客の多い地域では不足が常態化している。訪日外国人に対し多様な魅力あるツアーを提供できるよう、現在、総合特区指定地域で認められている「通訳案内士以外の者でも外国人を有償ガイドできる特例措置」を、訪日外国人が多い地域には適用されたい。

Ⅲ 供給力不足による成長制約の解消

需給ギャップは解消されつつあり、デフレからの脱却も見えてきたが、肝心の成長力は依然として力不足である。供給制約による縮小均衡となっている面も否めず、せっかく拡大しつつある需要に供給力が追いつかなければ、成長機会を逃しかねない。成長の天井を引き上げ、力強い経済のパイ拡大実現に向けた政策を推進されたい。

1 成長を支える人材の確保支援

新成長戦略の成否の鍵を握るのは、優秀な産業人材の確保である。女性の活躍、外国人の就労環境の整備など、企業・従業員双方にとって有益な施策を展開されたい。

(1) 女性の一層の活躍支援

生産年齢人口の激減が見込まれる中、仕事と子育て・介護との両立を社会全体として支える基盤強化が急がれる。このため、「待機児童解消加速化プラン」をはじめとする子育て環境の整備や介護施設の拡充などに一層注力されたい。

また、子育てや介護などで離職した女性を、慢性的な人手不足に悩む企業や、女性の視点を生かした商品・サービスの開発を目指す企業の戦力につなげることは双方にとって有益である。このため、離職中の女性求職者と企業との出会いの場を提供するマッチング事業や、女性のスキルアップを図る再就職支援プログラムなどを強力にバックアップされたい。

他方、社会全体として出産・子育てを支援するためには、職場の理解と協

力が不可欠であるが、育児休業や短時間勤務などは、とりわけ中小企業には負担も大きい。そこで、従業者の子育て支援に積極的に取り組む企業への助成金の拡充など、経済的インセンティブを検討されたい。

(2) 外国人の就労環境整備

中小企業においても、海外展開を担う人材として、高度な知識を持つ外国人留学生の採用意欲が高まっている。一方、多くの留学生は日本国内の企業に就職を希望するものの、実際に就職できるのはわずかである。外国人留学生の採用・定着を促進するため、関係機関が連携して、日本語研修・職業訓練など総合的な支援策を推進されたい。

また、卒業学部によって職種が限定される現行制度について、採用後は企業が異動先に適していると判断すれば在留資格の変更が速やかに行えるよう、柔軟な対応をされたい。

一方、高度人材外国人の受け入れを促進するため、「高度人材ポイント制」が導入されているが、利用促進に向け、外国人や企業関係者への一層の周知を図られたい。

(3) 外国人技能実習制度のさらなる拡充

外国人技能実習制度が、実習生・雇用する企業双方にとってより効果的な制度となるよう、技能実習期間の延長や対象職種の拡大に加え、受け入れ人数枠の拡大や手続きの簡素化、来日前の日本語教育の充実なども図られたい。

(4) 国際競争上ハンデとなる労働規制の見直し

改正労働契約法・改正高年齢者雇用安定法の施行や、社会保険の短時間労働者への適用拡大など労働規制の強化は、国際競争上大きなハンデとなり、かえって雇用機会の喪失や国内投資の抑止につながりかねない。企業の経営実態を十分踏まえ、政策の方向性を再検討されたい。

(5) 労働移動支援助成金の拡充 ★

労働移動支援助成金の支給対象となるのは、人材を送り出す企業のみである。一方、人材の受け入れサイドの多くは中小企業であり、スムーズな労働移動実現の観点からも、受け入れ企業に対し、訓練助成だけでなく一定期間の賃金助成も検討されたい。

(6) 中小企業のインターンシップ受け入れ促進 ★

中小企業では、新規学卒者はじめ若年者の採用ニーズが高い反面、学生の大企業志向も強く、ミスマッチが生じている。学生が中小企業の魅力について理解を深める有効な手段の一つは、インターンシップである。そこで、中小企業でインターンシップを体験した学生が当該企業で就職を希望した場合、双方が一致すれば採用できるよう、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」を見直されたい。

(7) ジョブ・カード制度の活用促進

ジョブ・カード制度の活用を促進するため、引き続きハローワークなどで制度の周知徹底に努めるとともに、求職者に対するマッチングを強力に推進されたい。

(8) 優良な労働環境を有する中小企業認定のためのガイドライン構築 ★

中小企業にとって人材確保は喫緊の課題であるが、そのためには、求職者サイドに、労働環境に関する正確・客観的な情報を提供していくことが肝要である。そこで、企業の労働環境の優良度について、法令順守・働きがいなど多方面の要素から測定可能な基準を、民間の声も踏まえつつ構築されたい。

2 成長志向型税制の構築

(1) アジア諸国並みの法人実効税率の早期実現

企業のグローバルな立地選択に際し税負担の重要性が増す中、わが国の法人実効税率(35.6%)は、主な競争相手先であるアジア諸国(平均22.5%)に比べ、依然大きな格差がある。経済成長を通じた中長期的な税収増加を図ることが肝要であり、他国との競争条件を揃え、企業活力の増進や海外流出抑止、国内での投資を後押しするため、早急に法人実効税率をアジア諸国並みに引き下げられたい。

(2) 設備投資・研究開発促進税制の拡充・恒久化

中小企業の攻めの投資や経営基盤強化を支援するため、中小企業投資促進税制(適用期限:平成29年3月31日)や少額減価償却資産の損金算入特例(適用期限:平成28年3月31日)を拡充・恒久化するとともに、償却資産に係る固定資産税は廃止されたい。

また、新たな成長に向けた研究開発活動を支援するため、専従規定の弾力化はじめ中小企業が使いやすい仕組みに改善するなど、研究開発促進税制を拡充されたい。

(3) 法人版エンジェル税制の創設

資金力に乏しいベンチャー企業が事業を継続・発展させるためには、法人からの投資を呼び込み、恒常的に十分な資金を確保する必要がある。とりわけ創薬など、長期にわたる研究開発を必要とし、高リスクで多額の資金を要するベンチャー企業を支援するため、これらに直接投資する法人への税制優遇措置を創設されたい。

(4) 人材投資促進税制の復活

成長の源泉である人材の能力開発を支援するため、後継者など経営者の親族を対象とするなど、制度を拡充したうえで、人材投資促進税制(平成24年3月31日廃止)を復活されたい。

3 新たな製品・サービスの開発力強化支援

(1) 3Dプリンター活用拠点の整備

設計・試作工程の大幅な効率化をはじめ、ものづくりを大きく変革させる

可能性を持つ3Dプリンターの活用促進のため、次の施策を推進されたい。

- ① 多くの優れた中小企業が立地する大阪を3Dプリンター活用の先行モデルエリアとし、コンサルタント付の共用施設の設置、3Dデータの作成支援・研修事業などを一元的に行う「ラボ」の域内整備。
- ② 3Dプリンターの導入費補助の拡充。
- ③ 3Dデータ作成人材育成に関する費用補助。
- ④ 3Dプリンターの共用施設の設置促進と利用費補助。
- ⑤ 3Dプリンター活用に関するワンストップ相談窓口の設置。

(2) ビッグデータの活用促進 ★

ビッグデータをマーケティング・商品開発や生産管理など、幅広い分野の経営革新に役立てようとの動きが広がっている。ただ、中小企業では、コスト・人材などの面から取り組みが遅れる懸念がある。そこで、ビッグデータ活用についての啓発を進めるとともに、人材育成や各種助成制度の創設を検討されたい。

(3) 新ものづくり補助金制度の安定的継続

「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」（新ものづくり補助金）は、幅広い中小企業の設備投資支援策としてニーズが高い。同制度をスポットではなく安定的に継続するため、予算を恒常化するとともに、各年度の予算額を一層拡充されたい。

(4) 戦略的基盤技術高度化支援事業の継続・拡充

中小企業の高い技術力はわが国経済の生命線である。競争力の維持・向上には絶えざる研究開発投資が不可欠であるがリスクも伴う。同制度は企業の果敢な挑戦を後押しするものであり、制度の継続・拡充を図られたい。

(5) 建屋も含めた税制・財政上の優遇措置の構築

設備投資に際しての実際の企業負担は、機械・装置はもとより工場建屋の新增築を含むケースも多い。そこで、国内投資促進に向け、中小企業向け設備投資促進のための税制・財政上の優遇措置について、工場建屋もその対象とされたい。

(6) 都市部の工場集積地における工場立地優先

工場集積地にマンションが建ち、住民が周囲の工場の騒音などについて苦情を申し立てるケースが見られる。一方、工場サイドにとっても「周辺の宅地化による操業環境の悪化」を指摘する声があるなど、住工混在問題の解消が急務となっている。そこで、工場集積地については、住宅開発に一定の歯止めをかけながらエリア内への工場移転を支援するなど、操業環境・生活環境の両立を目指した土地利用策を検討されたい。

(7) 国内企業立地支援策の拡充

東日本大震災からの復興を目的とした国内企業立地推進事業費補助金は、

サプライチェーンの中核分野の立地を通じ、幅広い国内投資促進に大きな効果が認められた。については、同様の制度を恒久措置として設けるとともに、同制度活用企業との取引のため、新たに国内で投資を行う中小企業への支援策を創設されたい。

IV 「増収増益」経営の早期実現

原材料価格の高騰、エネルギー価格の高止まり、消費増税などコストアップによる収益圧迫が大きな課題となっている。「増収減益」経営から脱却し早期の「増収増益」の実現に向け、コストアップ対策を抜本強化されたい。

1 エネルギーコストにかかる負担抑制

(1) 安全が確認された原発の順次速やかな再稼働と安価・安定的な電力確保

安価・安定的な電力供給は、あらゆる成長戦略の大前提であるが、慢性的な電力不足・将来不安と料金の高止まりは、企業活動・国民生活の大きな重荷となっている。ましてやこれ以上エネルギーコストがアップする事態に陥れば、特に中小企業への深刻なダメージは必至であり、電力料金再値上げは何としても回避する必要がある。こうした差し迫った状況の中、安全が確認された原子力発電所の順次速やかな再稼働により、当面の電力の安定供給と料金抑制を期されたい。

そのため、原子力規制委員会には、安全審査を一層スピードアップするとともに、安全が確認された原発については、政府が責任を持って、立地自治体など関係者との合意形成を図り、早期の再稼働を実現されたい。

併せて、中長期的に安価・安定的なエネルギーを確保する観点から、原発の活用はもとより、メタンハイドレート、シェールガスなど新たな化石燃料や、再生可能エネルギーなども含め、安定供給とコスト両面で満足できる、リアリティのあるエネルギーミックスについても早急に検討されたい。

(2) 企業に対する省エネ支援策の精力的推進

J-クレジット制度やエネルギー使用合理化事業者支援補助金、省エネルギー対策導入促進事業費補助金、グリーン投資減税など、各種省エネ対策について、企業とりわけ中小企業に十分な効果が得られるよう精力的に推進されたい。

2 輸入原材料の高騰抑止

(1) 関税の機動的引き下げ

原材料・燃料価格が高騰する中、輸入農産物などに課されている関税・調整金などは、企業にとって相当の重荷となっている。そこで、国際価格が高騰している輸入品目については、緊急措置として関税・調整金などを機動的に引き下げられたい。

(2) 海外の資源産地支援と国内需要分の安定的確保

一次産品生産国に対する天災被害からの復興支援、生産拡大のための農業技術協力や鉱物・エネルギー資源開発への投資活発化など、供給量増加とわが国需要分の安定的確保に努められたい。

(3) 地球温暖化対策税の適用停止

原子力発電所が長期間停止し、石油・石炭へのエネルギー依存度アップを余儀なくされる中、輸入原材料価格の高騰が企業経営を圧迫し続けている。こうした深刻な状況下にあつて、石油石炭税に上乘せし、更なる負担を求める地球温暖化対策税は、即時適用を停止されたい。ましてや、本年4月からの増税は遺憾であり、これ以上の課税強化には強く反対する。

3 徹底した価格転嫁促進策の推進 ★

「消費税転嫁対策特別措置法」にもとづく広報活動の徹底・優越的地位を利用した不公正取引の取締り強化を精力的に進めるとともに、高騰する原材料・エネルギー価格についても同様に、中小企業が転嫁しやすい環境整備に努められたい。

4 官公需における適正価格の確保

公共工事や物品・サービスの発注に際しては、原材料・燃料の高騰や消費税率アップを反映した予定価格を算出するなど、適正な価格での受注がなされるよう十分配慮されたい。

5 資金繰り支援策の強化

原材料・燃料価格の高騰などコストアップを十分転嫁できない中小企業が苦境に陥ることのないよう、資金繰り対策に万全を期されたい。

V 海外マーケットの獲得支援

アジアをはじめ旺盛な外需の取り込みは、今後の成長の鍵である。ただし、中小企業の多くはまだまだ自力で海外展開するだけの体力が乏しいため、各段階に応じたハンズオン支援を一層強化されたい。

1 環太平洋パートナーシップ協定（TPP）の早期妥結

経済連携の推進は成長戦略実現のベースであるが、その柱となるTPP交渉打開の鍵を握るのは日米両国である。グローバル経済の進化に即した新しい通商ルール構築の旗振り役として、両国が柔軟性を高め、交渉立て直しを主導することにより、早期妥結を期されたい。

同時に、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日中韓FTA、日EUのEPAなど広域経済連携交渉の成功に向け一層努められたい。

2 官民挙げてのクールジャパンの推進 ★

「衣」「食」「住」やコンテンツ（アニメ・ドラマ・音楽など）をはじめ、日本の文化やライフスタイルの魅力を伝え、旺盛な海外需要の取り込みを目指すクールジャパンを官民挙げて強力に推進されたい。また、株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）によるプロジェクトへの出資も積極的に進められたい。

3 在外公館による日本企業支援の強化

各在外公館には「日本企業支援窓口」が設置され、相手国制度・商習慣のフォローと改善要請、日本製品・サービスの売り込みやわが国への観光客誘致などに尽力されていることを歓迎する。引き続き進出企業が抱える課題解決への支援を強化されたい。

4 進出先でのワンストップサポート機能の強化

アジア新興国など多くの企業が進出を目指す地域においては、人事労務サポート、市場調査、ビジネスパートナー探し、法務・税務・知的財産に関する相談など、ビジネスニーズにきめ細かく対応できる現地拠点が従来にも増して求められる。そこで、日本貿易振興機構・在外公館・自治体などの連携により、中小企業のワンストップサポート機能を一層強化されたい。

5 インキュベーション・ファクトリーの運営支援

国際ビジネス経験の乏しい中小企業が、スタート時のコストやリスク、事務負担などを極力軽減しながら、試行的に海外展開する際の伴走支援策として、新しい試みである「インキュベーション・ファクトリー」は有用である（レンタル工場をさらに小スペースに分割し複数の中小企業に再レンタルするとともに各種手続きなどをワンストップで支援）。海外進出に挑戦する中小企業のモデルケースになるものであり、同事業への支援を継続・拡充されたい。

6 新興国における工業団地や関連インフラの整備促進

新興国への製造業進出に際しては、安心できる工業団地と周辺インフラの整備が不可欠である。工業団地建設や工業団地までのアクセス、電気・水などのインフラ整備に関し、ODAを活用するなど現地政府機関と積極的に連携・協力されたい。

また、新興国では、日本の裾野産業分野の中小企業を誘致したいとの希望が強い。他方、そうした分野の中小企業は単独での海外展開が難しいため、いくつかの業種・工程の企業が共同で進出し、クラスターを形成する活動を支援されたい。

7 インフラ輸出の促進と中小企業の海外展開支援の拡充 ★

インフラシステム輸出は1件当たりの契約額が巨額であるとともに、関連産業への波及効果も大きい。そこで、政府が後押しするインフラシステム輸出案件については、中小企業への発注割合を定めるなど、受注獲得に向けた

支援策を講じられたい。

併せて、優れた技術を持つ中小企業の海外展開を後押しするため、ODAを活用した支援策を拡充されたい。

8 知的財産の海外出願支援策の拡充 ★

海外での特許・意匠・商標登録に必要な出願費用の最大半額を助成している中小企業外国出願支援事業はニーズが高く、一層の拡充を図られたい。

また、中小企業においても知的財産に関する意識は高まっているが、知財の権利取得・保護にどの程度のコストをかけるのが効率的なのか判断に迷うケースも多い。そこで、海外事業展開に際しての知的財産権の戦略的な取得・活用など知財マネジメントについて、具体案件に即した相談機能を強化されたい。とりわけ海外知的財産プロデューサー相談窓口の西日本拠点を、大阪に設置されたい。

同時に、海外展開を図る中小企業の出願には幅広く「スーパー早期審査」を認めるなど、特許審査の一層の迅速化を期されたい。

9 中小企業の保有技術の国際標準化支援 ★

海外マーケット開拓の鍵を握るのは、自社技術や製品の国際標準化であるが、中小企業では戦略的な取得方法や申請手続きなどが不案内である場合も多い。そこで、有力な技術を保有する中小企業が国際ルールを主導できるよう、強力にサポートされたい。

VI 地域経済を支える小規模企業・中堅企業の活力増進

中小企業は、地域経済を牽引し雇用を支える重要な役割を担っている。その一層の活力増進に向けた施策拡充に万全を期されたい。

1 中小企業対策予算の拡充

わが国経済の基盤を支え雇用の約7割を担う中小企業の多くは、次なる成長を拓こうと懸命の努力を重ねている。中小企業の活力増進に向け、中小企業対策費を大幅に拡充されたい。また、商工会議所など現場の声を十分に聴取し、小規模事業者のニーズを反映した、利用しやすい施策を引き続き強力に展開されたい。

2 全国レベルでの小規模事業経営支援事業費補助金の十分かつ安定的な確保

小規模企業対策は、地域経済と雇用を守るセーフティネットであり、全国レベルで十分かつ安定的な実施体制や予算が確保される必要があるにも関わらず、地域によっては大幅に削減されている。ついては、国が責任を持って、全国的な基準や指針を都道府県に対し提示・指導するなど、小規模事業経営支援事業の実施体制や予算確保に向けた働きかけを積極的に行われたい。

3 「補助金コンシェルジュ」の設置

多様な補助金があるが、どの制度が自社に合致するのか把握が難しく、また手続きも煩雑であるケースが多い。政府全体で補助金交付に関する縦割りを排し、中小企業が活用しやすい仕組みを構築されたい。併せて、目的別に補助金・委託金のメニューの紹介や手続き面でのアドバイスをワンストップで行う「補助金コンシェルジュ」を設置するとともに、各省庁の補助金を横断的に紹介する「補助金ハンドブック」を作成・配布されたい。

他方、煩雑な手続きを簡素化し、いち早く事業に着手できるよう、また期中での進捗審査を伴ったうえで複数年度にわたる事業内容を採用するなど、より補助金・委託金が利用しやすくなるよう制度を改正されたい。

4 補助金と制度融資を組み合わせた資金繰り支援 ★

国・自治体の各種補助金は事業実施後の精算払いとなるケースが大半で、その間の資金繰りが負担となる場合も多い。一部補助金では概算払いが認められているが、これを拡大されたい。

併せて、自己負担分も含めた低利の制度融資により、資金繰りをカバーする仕組みを構築されたい。

5 中小企業の官公需受注機会の確保・グリーン購入の推進

中小企業の最大の悩みは仕事量の確保である。政府は「中小企業者に関する国等の契約の方針」の策定など、中小企業の官公需受注に努めておられるところであるが、引き続き十分な事業枠の確保とその確実な達成を期されたい。また、グリーン購入を官民挙げて推進し、環境負荷の低減に資する物品の積極調達に向け一層尽力されたい。

6 円滑な資金調達支援策の充実

(1) 信用保証制度の拡充 ★

民間金融機関が積極的に中小企業融資を拡充できる環境を整備されたい。その一環として、責任共有制度に関し、民間金融機関の責任分担率を現行の20%から10%程度に引き下げられたい。ましてや、公的保証割合の縮小は、中小企業の資金繰りに支障をきたす懸念が強く、反対する。

(2) マル経融資制度の一層の拡充

小規模事業者が商工会議所などの経営改善指導を受け、その公正中立な審査・推薦により利用できる小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)は、これまで以上に重要な役割が期待されており、一層の拡充を図られたい。特に、商業・サービス業の従業員規模要件拡大や、利用実績を評価したうえで金利優遇など融資条件を弾力的に緩和するなど、利用促進に結びつく仕組みを創設されたい。

(3) 設備資金貸付利率特例制度の拡充 ★

設備資金貸付利率特例制度は、特定被災区域において雇用の維持・拡大を伴う設備投資を実施する場合、または法定耐用年数を超過した既存設備を更

新・増強するためなど対象が限定されている。中小企業の前向きな設備投資を促すためにも対象を拡大されたい。

7 地域一体となった事業承継の円滑な推進 ★

経営者の高齢化が進む一方で、後継者不在の中小企業が増えている。地域の経済・雇用を確保する点からも、親族以外の従業員や第三者への承継が重要である。対応が先延ばしになりがちな事業承継問題に早期に取り組むようインセンティブを検討されたい。

8 商店街活性化・まちづくり支援策の拡充

後継者難や厳しい売上環境など様々な課題に直面する商店街の自助努力を支援するため、商業関連予算を拡充されたい。また、地域社会を支えまちづくりの担い手でもある商店街の活性化に向け、集客イベント、宅配サービス、送迎バスの運行など、来客誘致や地域住民の利便性向上に向けた独自の取り組みを引き続き強力にバックアップするとともに、補助事業にかかる申請手続きを簡素化されたい。

併せて、地域住民の安心・安全な生活環境を守るための施設・設備の整備を支援する「商店街まちづくり事業補助金」は恒久化されたい。

9 企業規模・成長段階に応じた中小企業支援策の拡充

創業から小規模・中小・中堅企業への成長段階に応じた支援策パッケージを強化・再構築し、円滑なステップアップを促されたい。具体的には、下記の施策を推進されたい。

(1) 「伴走型」創業支援の強化 ★

地域経済活性化の源である新規創業を増やすため、「創業スクール」などをより利用しやすい形で拡充するとともに、開業後も金融・経営の両面から、商工会議所を通じた伴走型の創業支援策を強化されたい。

(2) 地域力活用市場獲得等支援事業の大幅な拡充 ★

「小規模事業者持続化補助金」「経営計画作成支援セミナー・相談会」「専門家派遣事業」は、中小企業とりわけ小規模事業者の持続的な経営改善や販路開拓支援策として極めて有益であり、予算を大幅に拡大されたい。

(3) 中小企業の経営改善計画策定を促進する仕組みの再構築 ★

条件変更など金融支援の必要な中小企業・小規模事業者が経営改善計画の策定に要する費用を補助する「経営改善支援センター事業」は、当初の計画通りに進んでいない。中小企業・小規模事業者に前向きな経営改善を促すため、地域金融機関・信用保証協会・認定支援機関などが一体となって取り組むよう同事業の制度・運用を再構築されたい。

10 地域経済を牽引する「中堅企業」に対する支援策拡充

(1) 「中小企業施策」の適用対象の拡大

中小企業基本法で定める中小企業者の定義を超える「中堅企業」は、体力

が大企業に比して十分でない一方、金融支援策や技術開発補助金など様々な「中小企業施策」の対象外となっている。他方、こうした中堅企業は地域経済の要となっている場合も多く、その振興は重要な産業政策であると考え。そこで、実態に即した「中小企業施策」の適用対象の拡大を検討されたい。

(2) 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金の適用拡充 ★

異分野の中小企業が連携して新製品・サービスの開発、販路開拓などに取り組む「中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金（新連携支援）」について、地域の中堅企業が取りまとめ役となることが少なくない。そこで中堅企業もその支援対象に加えられたい。

Ⅶ 中小企業税制の一層の改善

自らリスクを取って成長しようとする中小企業を税制面からも支援されたい。ましてや、法人実効税率引き下げの代替財源として、中小企業への課税を強化する動きには強く反対する。

1 中小法人の定義縮小反対

着実な経営努力を重ね、より多くの利益を生み出そうとする中小企業に対する課税強化により事業意欲を削ぐべきではなく、税法上の優遇措置を受けられる中小法人（資本金1億円以下）の範囲縮小に強く反対する。

2 中小法人の軽減税率の拡充

中小企業の経営力強化のため、中小法人の軽減税率（現行：15.0％／平成27年度以降（本則）：19.0％）の引き下げと、適用所得金額（現行：800万円以下）の引き上げを図られたい。少なくとも、租税特別措置法に基づく現行の軽減税率の引き下げ措置（15.0％）を恒久化されたい。

3 外形標準課税の撤廃

給与や資本金を課税対象とする外形標準課税は、雇用や設備投資に対して抑制的に作用するため、諸外国でも廃止・見直しが進められており、撤廃されたい。

こうした中、政府内では法人実効税率の引き下げ財源として外形標準課税の強化を検討中とされるが、賃上げ促進を掲げる安倍政権の基本スタンスにも反するものであり、強く反対する。とりわけ雇用の約7割を支える中小法人への課税対象拡大は、その経営のみならず雇用や賃金にも大きな悪影響を及ぼすことから断固反対である。

4 事業承継税制の抜本強化

中小企業経営者の高齢化が進んでおり、円滑な事業承継を支援するため、相続税の全額納税猶予（現行：8割の納税猶予）や5年後の納税免除など、

事業承継税制を強化されたい。

5 同族会社の留保金課税の撤廃

同族会社に対して二重の税負担を強い、内部留保による資本充実を阻害している留保金課税（中小法人は適用対象外）について、完全撤廃に向け適用除外対象の拡大を図られたい。ましてや、政府内で検討中とされる中小法人への課税再開には強く反対する。

6 固定資産税の軽減・事業所税の廃止

都市部の産業競争力を低下させる一因となっている企業の固定資産税・都市計画税の負担を軽減するとともに、事業所税を廃止されたい。少なくとも市町村条例によって商業地等の固定資産税負担を軽減できる条例減額制度（適用期限：平成27年3月31日）については、制度を拡充したうえで延長されたい。

7 消費税の軽減税率の導入反対

現在導入に向けた検討が進められている消費税の軽減税率が現実のものとなれば、とりわけ中小企業にとって事務負担の著しい増大が必至であるほか、対象品目の線引きを巡り取引先・顧客との間でトラブルが生じる可能性も高い。加えて、免税事業者が取引から排除される懸念や、簡易課税制度が複雑な制度となる可能性があるなど、中小企業に対する悪影響が特に危惧されることから、導入に強く反対する。

Ⅷ 大阪府・大阪市への要望

国を挙げて成長戦略が推進される中、大阪も景気回復・拡大の波に乗り、その動きを先導していくことが肝要である。大阪府・大阪市においても、政策の中心に「企業とりわけ中小企業振興による地域経済のパイ拡大」を改めて明確に位置づけ、施策を集中投入されたい。

1 大阪中小企業振興ラウンドテーブルの設置 ★

大阪の富を生む源である中小企業の生の声を大阪府・大阪市の中小企業振興策に反映させるため、自治体・経営者・支援機関・経済団体などが議論するラウンドテーブルを設置されたい。

2 中小企業支援機関の機能強化

(1) 中小企業支援機関の有機的連携 ★

大阪府・大阪市の信用保証協会・公設試験研究機関・産業振興機関などの統合が順次実施・検討されているが、その場合であっても、府・市の施策トータルとして、質・量が維持・拡充されるよう尽力されたい。

同時に、各支援機関や公立大学が有機的に連携し、研究開発・製品化・資金調達・販路開拓など中小企業のビジネスの各ステージを一貫してサポートするプラットフォーム構築を進められたい。

(2) 信用保証協会の一層の機能強化 ★

新生・大阪信用保証協会が発足したが、利用企業へのサービス低下を心配する声もある。信用保証協会のスタンスは地域金融機関の融資判断などに大きく影響するものであり、統合を機に中小企業の資金調達支援サポート機能を一層強化されたい。

また、経営支援サービス拠点として新たに設置された「サポートオフィス」機能を十分発揮し、関係機関と連携のうえ、創業・事業再生・経営改善計画策定などへの支援に積極的に取り組まれたい。

(3) 公設試験研究機関の機能の維持・拡充

中小企業が技術開発を行ううえで拠り所となっている、大阪府立産業技術総合研究所・大阪市立工業研究所など公設試験研究機関の機能の維持・拡充や利用促進を図られたい。特に、公設試に持ち込まれる案件に関し、研究開発にとどまらず、製品化・上市の段階まで伴走支援するスキームを創設されたい。

(4) 「3Dプリンターラボ」の設置

3Dプリンターを幅広い中小企業の競争力強化のツールとして十二分に活用していくため、「3Dプリンターラボ」を設置されたい。ラボでは、各種使用材料に対応可能な3Dプリンターを揃えた共用施設やショールームの設置、3Dデータの作成支援や研修事業、3Dプリンターの活用・用途開発などに関するコンサルタント事業などを精力的に展開されたい。

(5) 公立大学における産学連携・産業人材育成機能の強化

大阪府立大学・大阪市立大学は、産業人材育成に一層注力するとともに、基礎研究・技術開発などの面で、中小企業との連携を強化されたい。

3 中小企業の官公需受注機会の確保

(1) 中小企業向け官公需契約の拡大と適正価格の確保

大阪府・大阪市は中小企業の官公需受注に努めておられるところであるが、引き続き十分な事業枠の確保と契約拡大に向けた取り組みを進められたい。

また、公共工事や物品・サービスの発注に際しては、原材料・燃料の高騰や消費税率アップを反映した予定価格を算出するなど、適正な価格での受注がなされるよう十分配慮されたい。

併せて、官公需によるグリーン購入の促進は中小企業の開発意欲向上や契約拡大につながることから、引き続き積極的に進められたい。

(2) 中小企業者新商品購入の推進

大阪府では「中小企業新商品購入制度」、大阪市では「ベンチャー調達制度」、関西広域連合では「新商品調達認定制度」により、新たな事業分野に挑戦する事業者の支援に努めておられるところであるが、今後も精力的に推進されたい。

4 地方税制の改善

(1) 固定資産税・都市計画税の負担水準の引き下げ

大阪における固定資産税・都市計画税の負担は重く、当地に立地する企業に多大な保有コストを強いている。産業競争力強化のためにも、固定資産税・都市計画税の算定基礎となる負担水準を早急に60%まで引き下げられたい。

(2) 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃

現在、大阪府では法人事業税および法人住民税に、大阪市では法人住民税に対して超過課税を適用しており、当地の産業競争力を弱める一因となっている。地域経済活性化のためには、地元企業が競争上不利とならないような税制の構築が不可欠であり、法人事業税および法人住民税の超過課税は早急に撤廃されたい。

5 小規模企業への支援策拡充

(1) 小規模事業経営支援事業費補助金の十分な予算確保

大阪府内20の商工会議所および17商工会は、各種の経営相談・融資斡旋の取り組みや広域的な連携事業などを通じ、中小企業・小規模事業者の経営安定化のみならず、経営革新・成長や地域活性化を後押しする機能を果たしている。ついては、同事業の円滑な実施に足る、十分かつ安定的な予算を確保されたい。加えて、同事業を効果的に実施するため、現場の声や実態に即した同事業の再評価と制度改善を進められたい。

(2) マル経融資制度の利子補給制度の創設

商工会議所・商工会が経営指導を行った企業を推薦して、日本政策金融公庫（国民生活事業）が融資を行う小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資制度）に関し、小規模事業者の一層の経営改善に資するよう、利子の一部を補給する制度を創設されたい。

6 製品・サービスの開発・販路開拓援策の拡充

(1) ビジネスマッチング機会の創出 ★

中小企業では優良な技術や製・商品を生み出してもなかなか販路開拓に結びつけるのが困難である。そこで大阪府・大阪市におかれても各種展示会の実施や企業データベースのさらなる充実を通じて、中小企業のビジネスマッチング機会の創出に努められたい。

(2) 大規模展示商談会活用事業費補助金の拡充 ★

大阪府では、「大規模展示商談会活用事業費補助金」制度を実施されているが、補助対象が一部のものづくり企業や展示商談会に限定されている。販路開拓を望む中小企業を幅広く支援するため、補助対象を大阪府内の中小企業全体に広げるとともに該当する展示商談会も増やすなど、制度拡充を図られたい。

7 中小企業の省エネ対策の推進

(1) 省エネ設備導入助成金の創設 ★

中小企業の省エネルギー化を促進するため、省エネ診断の結果に基づき、節電その他の省エネ設備・機器を導入する場合の費用を助成されたい。

(2) 省エネ設備導入時の法人および個人事業税の減免措置の導入 ★

東京都では中小企業が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、東京都が指定する推奨機器（空調設備・照明設備・小型ボイラー・再生可能エネルギー設備）を導入した中小法人等の法人事業税を減免している。大阪府においても同様の措置の導入を検討されたい。

8 海外需要の獲得支援

(1) 外国特許出願費用などの助成制度拡充 ★

優れた保有技術などを活用して海外展開を図る中小企業にとって、保有技術の権利を守ることは必要不可欠である。そこで大阪府の「中小企業外国出願支援事業助成金」を拡充するとともに、外国での侵害行為に対する調査費用を助成対象に加えられたい。

(2) 海外主要都市への「大阪プロモーションセンター」の設置 ★

中小企業の海外展開支援や、観光・インバウンド促進、地元産品・ブランドPRなどのため、アジアはじめ海外主要都市に「大阪プロモーションセン

ター」の設置を検討されたい。

9 観光振興策の強力な推進

(1) 大阪観光局の予算拡充

大阪の観光戦略に掲げられた「2020年外国人旅行者650万人達成」に向け、戦略的に観光集客を促進するエンジン役である「大阪観光局」に対し、強力な財政支援を講じられたい。その際、これまでの経費負担割合（大阪府・大阪市・経済界の等分負担）を改め、他府県あるいは海外主要都市と同様に、行政が主体となった予算措置の枠組みを構築されたい。

(2) 大阪府・大阪市の全部局挙げてのMICE振興

地域経済や産業振興に大きな波及効果が期待されるMICE戦略について強力な取り組みを進められたい。その際、MICEは観光施設以外での受け入れも必要であるため、大阪観光局や大阪府・大阪市の観光担当部局はもとより、府・市全部局を挙げて誘致・受け入れの支援体制を整備されたい。

(3) 大阪港におけるクルーズ客船誘致戦略の策定と予算の拡充

クルーズ客船の誘致は経済波及効果が大きく、地域経済の活性化に極めて重要な役割を担っていることから、九州地域をはじめ、寄港可能な港を有する自治体では熱心にクルーズ客船誘致に取り組んでいる。こうした港間・都市間競争に勝ち、海路によるインバウンドを促進するため、オール大阪でのクルーズ客船誘致拡大に向けた戦略ビジョンを策定するとともに、クルーズ客船の誘致・受入体制充実に関する予算を拡充されたい。

(4) 観光戦略に即したホテル等宿泊施設確保に向けた検討 ★

大阪の観光戦略では2020年に来阪外国人旅行者数を現在の約2.5倍に増やすことを目標としている。しかしながら、大阪のホテル客室稼働率は既に8～9割の高水準となっており、海外旅行社から予約が取りにくいとの声も聞かれる。戦略目標達成にはホテル等宿泊施設の増設が不可欠であるため、新規立地を促すための各種優遇策や既存施設を宿泊施設に転用するための規制緩和なども含め、将来の宿泊需要対応策を早急に検討されたい。

(5) 観光バスの駐車場・停車スペース整備 ★

観光バスの駐車場・停車スペースの整備は、国内外からの団体客受け入れの基本インフラであるが、大阪では増加する観光客に十分対応できていないのが実情である。主要観光エリアにおける観光バス駐車場・停車スペースの充実を急がれたい。

10 自転車レーンの設置 ★

大阪都心部を中心に、歩行者との接触事故が頻発するなど、自転車のマナー意識欠如が指摘されている。このため、安全な自転車走行に関する啓発活動に注力するとともに、主要道路の車道に自転車レーンを設け、車道走行を誘導することにより、安全な歩行者空間を確保されたい。

11 「中小企業防災対策助成金」(仮称)の創設 ★

南海トラフ巨大地震はじめ、社会・経済に甚大な被害が想定される自然災害への対応が急務であるが、中小企業は自社施設の耐震強化・津波対策などを講じる資金的余裕に乏しいのが現状である。ついては、中小企業が防災対策として工場などの耐震強化・津波対策のための門扉設置などを講じた場合、費用を助成されたい。

以 上

【建議先】

- 内閣総理大臣、副総理、内閣官房長官、内閣官房副長官、
日本経済再生本部長・本部長代理・副本部長、
産業競争力会議議長・議長代理・副議長、
内閣官房日本経済再生総合事務局長、内閣官房地域活性化統合事務局長
- 経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域）、内閣府特命担当大臣（規制改革）、女性活力・子育て支援担当大臣兼内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、副大臣、大臣政務官、事務次官、審議官、官房長、政策統括官（経済財政運営担当）、子ども若者・子育て施策総合推進室長、男女共同参画局長、規制改革会議議長・議長代理、規制改革推進室長
- 金融担当大臣、副大臣、大臣政務官、金融庁長官、総務企画局長、監督局長
- 総務大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、審議官、官房長、自治税務局長
- 法務大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、入国管理局長、大阪入国管理局長
- 外務大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、審議官、官房長、経済局長、国際協力局長、領事局長
- 財務大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、主計局長、主税局長、関税局長、理財局長、国際局長、近畿財務局長
- 文部科学大臣兼東京オリンピック・パラリンピック担当大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、初等中等教育局長、高等教育局長、科学技術・学術政策局長、研究振興局長、研究開発局長、スポーツ・青年局長
- 文化庁長官、次長
- 厚生労働大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、医政局長、医薬食品局長、労働基準局長、職業安定局長、職業能力開発局長、雇用均等・児童家庭局長、大阪労働局長
- 農林水産大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、審議官、官房長、食料産業局長、生産局長
- 経済産業大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、審議官、官房長、経済産業政策局長、地域経済産業審議官、通商政策局長、貿易経済協力局長、産業技術環境局長、製造産業局長、商務情報政策局長、近畿経済産業局長
- 資源エネルギー庁長官、次長、審議官、参事官、省エネルギー・新エネルギー一部長、資源・燃料部長、電力・ガス事業部長
- 特許庁長官、総務部長
- 中小企業庁長官、次長、事業環境部長、経営支援部長
- 国土交通大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、総合政策局長、近畿運輸局長
- 観光庁長官、次長、審議官、観光地域振興部長
- 環境大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、総合環境政策局長、地球環境局長、近畿地方環境事務所長
- 原子力規制委員長、原子力規制庁長官、次長、審議官

- 衆議院議長、参議院議長、衆議院経済産業委員長、参議院経済産業委員長
- 各政党の代表、与党政策責任者、地元選出国會議員

- 日本銀行総裁、大阪支店長
- 関西広域連合長、大阪府知事、大阪市長

【(写) 送付先】

- 日本商工会議所会頭、大阪府内商工会議所会頭、日本経済団体連合会会長、
経済同友会代表幹事、関西経済連合会会長、関西経済同友会代表幹事

以 上